



離れて暮らす姉が心配です。訪問販売の被害に繰り返しあっているようです。

Q 認知症がある姉のS（82歳）は子どもがなく、現在一人で生活しています。姉は買い物が好きで、自分で買い物に行く機会が少なくなったため、訪問販売を利用するようになり、高額和服や布団の購入などの被害に合っています。銀行からお金を出す時は少しにするよう言うのですが、多額の現金が手元にないと不安になるようで、一度に10万円以上の現金を出しています。

A このような場合には、「福祉サービス利用援助事業」を利用していただけます。この事業は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが、安心して生活ができるように全国の市区町村社会福祉協議会で実施しています。

その援助の内容は、①福祉サービスの利用支援、②日常生活の金銭管理支援、③通帳・印鑑の預かりなどがあります。

今回のSさんは、すぐに現金が出せないという不安のために多額の現金をお持ちのようなので、生活支援員（このサービスの利用を援助する社協職員）が必要な生活費を出金し届ける②の日常生活の金銭管理支援と、訪問販売でローン契約など結ぶことができないよう、③の通帳・印鑑の預かりをお勧めします。

この事業を利用するには社協との契約が必要ですが、契約後は、生活支援員が定期的（個々に応じ、週1回程度から月1回程度）に金融機関でお金を出して届けたり、お金の使い方について助言しますので、Sさんも妹さんも安心してご利用ください。

また、契約の取消権を持つ成年後見人の選任を家庭裁判所に申し立てる方法もありますのでご相談ください。

福祉サービス利用援助事業のご利用やご相談は、**宍粟市社会福祉協議会（電話 72 - 8787）**へお問い合わせください。

【宍粟市社会福祉協議会 福祉サービス利用援助事業専門員 谷口朱美】

このコーナーでは、皆さまからの
相談や質問を受付けています。

◎郵便、またはFAXで

・〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300 宍粟市社会福祉協議会
・FAX 0790-72-8788

社協新理事紹介

たにばやし とし み
谷林 俊美氏
(山崎町塩田)



宍粟市社協理事(前宍粟市連合自治会長)の水谷 雄氏の退任に伴い、後任理事として谷林俊美氏(宍粟市連合自治会長)が5月30日の第20回評議員会で選任され、就任いたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎結婚相談

宍粟防災センター
6月21日(木)
7月5日、19日(木)
午後1時30分～4時

※予約制となっています。
(山崎支部 62-5530)

◎心配ごと相談

(法律専門相談)

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

総合相談所のお知らせ